

みんなで支える介護保険

65歳以上の 介護保険料が変わります

介護保険制度では3年に一度、介護保険料の見直しが行われ、市では令和3～5年度までの新しい介護保険事業計画を策定しました。これにより、4月からの65歳以上の介護保険料が変更となります。

介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、介護保険料の納付にご理解をお願いします。

要介護（要支援）認定者の状況

市における65歳以上の高齢者数は令和3年1月末現在で6,478人、高齢化率は39.3%で、そのうち要介護（要支援）認定者は1,347人となっています。

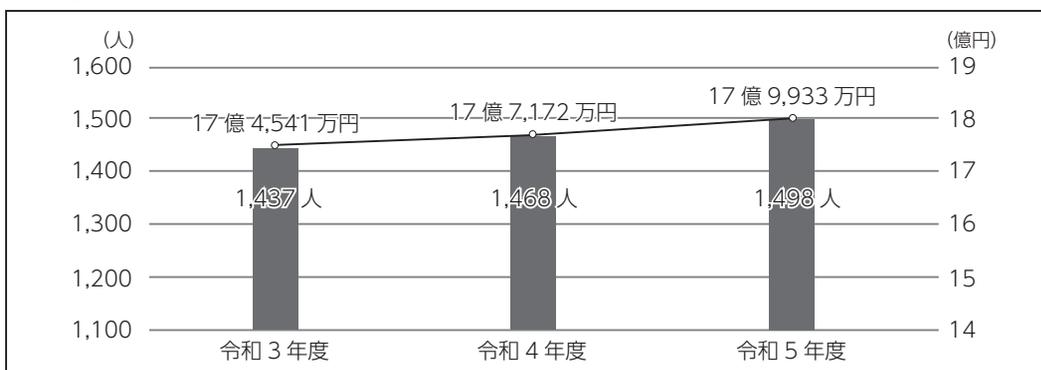
今後さらに高齢化が進む中、認定者も年々増加すると見込まれ、令和5年度には1,498人が認定を受けると推計しています（表1）。これに伴い、標準給付費（介護サービスに必要な額のうち利用者負担分を除いた額）も増加すると推計しています（図1）。

【表1】 要介護（要支援）認定者数の現状と推計

（単位：人）

| | 令和3年1月末日（実績） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|--------------|-------|-------|-------|
| 要支援1 | 310 | 336 | 338 | 343 |
| 要支援2 | 170 | 176 | 181 | 183 |
| 要介護1 | 323 | 350 | 357 | 365 |
| 要介護2 | 202 | 208 | 215 | 220 |
| 要介護3 | 167 | 175 | 180 | 185 |
| 要介護4 | 101 | 107 | 110 | 112 |
| 要介護5 | 74 | 85 | 87 | 90 |
| 計 | 1,347 | 1,437 | 1,468 | 1,498 |

【図1】 要介護（要支援）認定者数と標準給付費の推計



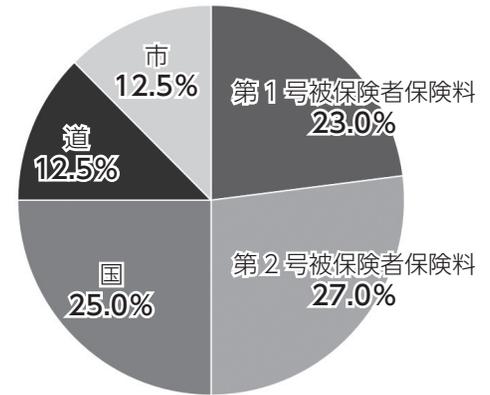
介護保険の財源

介護保険にかかる費用のうち、介護保険サービスの利用者が負担する分を除き、半分は40歳以上の被保険者に納付していただく保険料、残りの半分は国や北海道、市の公費で賄われています。

令和3～5年度までの被保険者に納付していただく保険料の標準給付費に対する財源内訳は、第1号被保険者（※1）が23.0%、第2号被保険者（※2）が27.0%になります（図2）。

- ※1 65歳以上の方。第1号被保険者の保険料については、前年中の所得や世帯状況などに応じて個人ごとに保険料額が決められ、主に「特別徴収」として年金から天引きされますが、年金の受給額や65歳の年齢到達、転入など「特別徴収」の要件に満たない場合においては、「普通徴収」として直接納付書で納めていただく場合があります。
- ※2 40歳以上65歳未満の方。第2号被保険者の保険料については、加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と一括して納めていただきます。

【図2】
介護保険の財源内訳（居宅サービス分）



※施設サービス分は、国20%、道17.5%、市12.5%。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

介護保険料は、標準給付費などをもとに、令和3～5年度までの第1号被保険者の保険料収納必要総額を算出し、所得段階別の加入者割合を考慮のうえ、保険料基準額を決定します。

市では介護給付費準備基金を取り崩すなど保険料額の抑制に努めましたが、介護サービス利用者の増加などに伴う給付費の増加により、令和3～5年度までの保険料基準額は月額5,000円となります。

なお、段階別の保険料は下記表のとおりです（表2）。

【表2】段階別保険料（令和3～5年度）

介護保険料基準額（月額） 5,000円（平成30～令和2年度 4,600円）

| 段階 | 対象者 | 基準額に対する割合 | 保険料 |
|------|---|-----------|--------------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額×0.3 | 年額18,000円 (月額1,500円) |
| 第2段階 | 市民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方 | 基準額×0.5 | 年額30,000円 (月額2,500円) |
| 第3段階 | 市民税非課税世帯で、第2段階以外の方 | 基準額×0.7 | 年額42,000円 (月額3,500円) |
| 第4段階 | 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額×0.9 | 年額54,000円 (月額4,500円) |
| 第5段階 | 市民税課税世帯で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方 | 基準額 | 年額60,000円 (月額5,000円) |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 | 年額72,000円 (月額6,000円) |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 | 年額78,000円 (月額6,500円) |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 | 年額90,000円 (月額7,500円) |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方 | 基準額×1.7 | 年額102,000円 (月額8,500円) |



詳しい通知書は7月上旬に発送します

65歳以上の方の令和3年度の保険料に関する通知書は7月上旬に個別にお送りします。決定した保険料額や納め方などの詳細は、通知書で確認してください。

☎介護保険全般に関すること 介護保険係Tel 54-2121
介護保険料に関すること 市民税係Tel 54-2121